

種差別や男女差別とは異なる側面をもつ。また自立するために必要な保障もある。差別を禁止すべき局面と高齢者を保護すべき局面の双方が並立する点が、高齢者をめぐる問題の複雑なところである¹⁴⁾。社会保障や労働政策というかたちでの高齢者の保護と高齢者差別の禁止は、両立しうるものであろう¹⁵⁾。本稿の検証も、高齢者差別を避けるべく希求されるエイジフリー社会を否定するものではない。

(3) 高齢者像と制度設計

1) 国連による高齢化社会の定義

「高齢化社会」という用語や、65歳以上を高齢者と定義した由来は定かではないが、1959年の国連の報告書「人口の高齢化とその経済的、社会的含意」にあるといわれている¹⁶⁾。同報告書は、「仮に、人口集団が、例えば65歳以上の人々が4%に充たないときを『若齢の (young)』、4~7%の間のときを『成熟した (mature)』、また、7%を超えるときを『高齢化した (aged)』と任意に定義されるのだとすれば」と、高齢化を定義した。

国連は1959年、65歳以上の人口割合が7%を超えたときを「高齢化した」と定義したが、1960年当時、わが国の65歳以上人口は5.7%であった。他の世代が支えるとの合意を得やすい高齢者世代の人口割合と、その割合を区分する65歳という年齢は対応していた。この点2011年現在、75歳以上人口でさえも11.07%を占めている¹⁷⁾。長寿化の現状に見合うよう高齢者を65歳以上と一定年齢で定義せず、人口割合に着目して定義してはどうか。老年人口を、社

14) 「高齢」保障をめぐる多様な視角について、Israel Doron, *A Multi-Dimensional Model of Elder Law*, ISRAEL DORON ED. THEORIES ON LAW AND AGEING, THE JURISPRUDENCE OF ELDER LAW 59-74 (2009); Israel Doron, *Jurisprudential Gerontology: Theorizing the Relationships Between Law and Aging*, VERN L. BENGTSON, DAPINA GANS, NORELLA M. PUTNEY & MERRIL SILVERSTEIN EDS., HANDBOOK OF THEORIES OF AGING 643-657 (2009, 2nd ed.) の提示するモデルが示唆に富む。

15) 拙稿・前掲論文(注12)215-216、222-239頁参照。

16) 今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会(第2回)配布資料参照(<http://www.8cao.go.jp/kourei/kongo/k2/pdf/s3.pdf> (2011年11月14日))。

17) 総務省統計局「第3-1表 年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)」平成22年国勢調査人口等基本集計(2011年10月26日公表)(http://www.e-stat.go.jp/SGL/estat/GL08020103.do?_to=GL08020103_&tclassID (2011年11月14日))。

会が支えうる人口、または社会の一定割合の年長者の人口にとらえ、たとえば人口の上位10%、または7%や14%を高齢者と定義する余地もあろう。

2) 社会がみる「高齢者」

意欲と能力のある者が働かない社会には疑問が残る。社会保障政策や労働政策は、寿命の延びや多くの者が引退したいと考える年齢に対応すべきである。65歳時の平均余命は、男性が18.86歳、女性が23.89歳である(2010年)¹⁸⁾。引退年齢を早めの65歳に設定し、その後20年間を余生として過ごすのか。それとも、この年齢を75歳として、余生は10年程度とするのか。20年間の余生を支えるためには、支え手の能力を加味すると、社会保障制度は、細く長く保障する制度となろう。他方、余生といえる年齢を短くし、手厚い保障を行うとすると、太く短い社会保障制度となる。これは国民の選択の問題であり、その結果を制度は反映すべきである。高齢社会において、若・中年労働者の負担感を増幅させるか否かは、65~75歳の世代が、今後、どの程度支える側となるのか、それとも支えられる側となるのかによる。

内閣府の調査によると¹⁹⁾、多くの日本人、それも自身が60歳以上の者は、65歳を高齢者にとらえていない時代となっている。そもそも、各法制度は、その制度趣旨ごとに対象となる高齢者の年齢を定めており、高齢者を65歳以上としてはいない²⁰⁾。支えたい高齢者に関する国民のイメージを社会保障制度に反映させ、高齢者は65歳以上の者という前提に固執しなければ、世代間の不公平感も減ろう。年長者には充実した社会保障制度を整備すべきという議論も、必ずしも非現実的ではなくなる。

18) 厚生労働省大臣官房統計情報部「表1 主な年齢の平均余命とその延び」(平成22年簡易生命表)(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/01.html> (2011年11月14日))。

19) 今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会・前掲資料(注16)「高齢者のとらえ方①」。

20) わが国の法令における「高齢者」などの用例について、拙稿・前掲論文(注4)42-45頁。